

陳情第140号

令和7年12月10日

川崎市議会議長 原 典 之 様

中原区在住者

ほか 522名

川崎市が18歳と22歳の個人情報を自衛隊に提供しないことを求め
る陳情

陳情の趣旨

憲法第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。(以下、略)」と定めています。

これに基づき、個人情報の保護は、個人の尊厳の根源を成す基本的人権として確立しています。

市が、本人の同意無しに自衛隊に18歳と22歳の個人4情報（氏名、住所、生年月日、性別）を提供することは、日本国憲法、個人情報保護法に違反するのではないでしょうか。

就職難や非正規雇用の増大による雇用不安が広がっています。また、奨学金とは名ばかりで実質教育ローンとなっている現行制度では、大学で学ぶことと同時に高額の借金を背負わざるを得ない現状があります。

そのような状況にある青年に対し、自衛隊は、提供された個人情報を使い自衛隊への勧誘を行っているのです。市が、本人の同意もなく、個人情報4情報が明記された名簿を自衛隊に提供することは、自衛隊の勧誘活動に協力することであり、個人情報を勝手に使われた方の人権侵害に当たります。

防衛省は2024年（令和6年）8月、「地方公共団体が国の行政機関が行った助言に従わなかったことを理由に不利益な取扱いをしてはならない」、「（防衛省は）知事、市町村長に対して資料（個人情報）の提出を求めてはいるが強制するものではない」と文書回答をしています。ですから、自衛隊への個人情報の提

供を拒否することは、自治体の判断で可能です。

私たちは、市が憲法を遵守し、自衛隊への個人情報の提供を中止することを
求めます。

陳情事項

市が18歳と22歳の個人情報を自衛隊に提供しないこと